

議案第 11 号

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 20 年 8 月 2 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

附則第4条中「附則第5条」の次に「から附則第8条まで」とし、「被保険者均等割額」とあるのは、「被保険者均等割額又は所得割額」を加える。

附則第6条を附則第9条とし、附則第5条を附則第8条とし、附則第4条の次に次の3条を加える。

(平成20年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第5条 平成20年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が580,000円以下の被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(平成20年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例)

第6条 平成20年度において、第13条第1項第1号に規定する被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。次条において同じ。）に対して賦課する被保険者均等割額は、第13条第1項第1号の規定により算定した被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額（この額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）に3を乗じて得た額とする。

(平成20年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第7条 平成20年度において、第13条第1項第1号に規定する被保険者に対する前2条の規定により算定した保険料の賦課額（賦課期日後において被保険者の資格の取得又は喪失があった場合は、当該賦課額について第12条の規定により月割をもって算定した額とする。）から、当該被保険者の保険料につき、特別徴収の方法により徴収するものとしたならば、施行令附則第12条第3項の規定に基づき徴収するものとされる支払回数割保険料額の見込額に3を乗じて得た額（賦課期日後において被保険者の資格の取得又は喪失があった場合は、当該額について第12条の規定に準じて月割をもって算定した額とする。）を減じて得た額がある場合で、当該額が500円未満であるときは、これを免除する。

2 前項の支払回数割保険料額の見込額は前2条の規定を適用しないものとして算定した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。